

# 令和 5 年第 1 回さくら市議会 定例会提案理由説明書

(令和 5 年 3 月 16 日提出 追加議案第 1 号～第 3 号、追加報告第 1 号)

## 説明書目次

番号	項 目 名	ページ
1	さくら市国民健康保険条例の一部改正について	P3
2	さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について	P3
3	令和5年度さくら市一般会計補正予算（第1号）	P4
4	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）	P4
5	議案説明資料 参照法令等	P6
6	さくら市国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P7
7	さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P8

ただいま上程されました追加議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、条例 2 件、予算 1 件及び報告 1 件であります。

追加議案第 1 号は、さくら市国民健康保険条例の一部改正についてであります。

本案は、健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の支給額を引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

追加議案第 2 号は、さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、不正埋立てに対する規制を強化するため、許可申請が不要であった面積 1,000 m<sup>2</sup>未満の埋立てについても申請を必要とするなど、所要の改正を行うものであります。

追加議案第 3 号は、令和 5 年度さくら市一般会計補正予算(第 1 号)であります。

今回の補正予算は、令和 5 年度さくら市一般会計予算に 2 億 4,187 万 1 千円を追加し、予算の総額を 210 億 3,187 万 1 千円とするものであります。

歳入では、15 款国庫支出金で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 1 億 2,344 万 8 千円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 1 億 2,103 万円を追加、19 款繰入金で、財政調整基金繰入金 260 万 7 千円を減額し、それぞれ計上いたしました。

歳出では、4 款衛生費で、新型コロナウイルスワクチン接種事業費 2 億 4,187 万 1 千円を追加し、計上いたしました。

追加報告第 1 号は、専決処分事項の報告についてであります。

本件は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により議会の議決により指定された 100 万円以下の損害賠償の額の決定及び和解について、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

以上が、今回提出いたしました追加議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

## 【議案説明資料】

参照法令等

### ◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

〔議決事件〕

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 予算を定めること。

(3)～(15) 略

2 略

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

### □ 地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決処分事項（平成 17 年 4 月 8 日議決）

議会の権限に属する事項中地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分することができるものとして、議会の議決により指定を受けた事項

番号	指定事項	議会名	議案番号	議決年月日
1	<u>100 万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関すること。</u>	平成 17 年第 1 回 さくら市議会臨時会	議員案第 5 号	平成 17 年 4 月 8 日

さくら市国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市国民健康保険条例（平成17年さくら市条例第121号）

(1/1)

改 正 案	現 行
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>

さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 130 号） (1/8)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第 1 章 略</p> <p>第 2 章 <u>小規模特定事業</u> に使用される土砂等の安全基準等（第 4 条・第 5 条）</p> <p>第 3 章～第 5 章 略</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 土砂等の埋立て等 土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着したものをいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への<u>堆積</u>（製品の製造又は加工のための原材料の<u>堆積</u>、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 22 条第 1 項に規定する汚染土壌処理施設における土砂等の<u>堆積</u> その他規則で定める<u>堆積</u> を除く。）を行う行為をいう。</p> <p>(2) 小規模特定事業 土砂等の埋立て等に供する区域（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域内の土壌から採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域。以下この条において同じ。）以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、当該土砂等の埋立て等に供する区域の面積が _____ 3,000 平方メートル未満であるものをいう。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 略</p> <p>第 2 章 <u>小規模特定事業等</u> に使用される土砂等の安全基準等（第 4 条・第 5 条）</p> <p>第 3 章～第 5 章 略</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 土砂等の埋立て等 土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着したものをいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への<u>たい積</u>（製品の製造又は加工のための原材料の<u>たい積</u>、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 22 条第 1 項に規定する汚染土壌処理施設における土砂等の<u>たい積</u> その他規則で定める<u>たい積</u> を除く。）を行う行為をいう。</p> <p>(2) 小規模特定事業 土砂等の埋立て等に供する区域（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域内の土壌から採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域。以下この条において同じ。）以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、当該土砂等の埋立て等に供する区域の面積が <u>1,000 平方メートル以上</u> 3,000 平方メートル未満であるものをいう。</p> <p>(3) <u>小規模特定事業等</u> <u>小規模特定事業及び土砂等の埋立て等に供する区域以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業</u> であって、当該土砂等の埋立て等に供する<u>区域の面積が 1,000 平方メートル未満であるものをい</u></p>



さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 130 号) (2/8)

改 正 案	現 行
<p>— (市の責務) 第 3 条 市は、<u>小規模特定事業</u>による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>(事業者の責務) 第 3 条の 2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、<u>小規模特定事業</u>による土壌の汚染及び災害の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策に協力する責務を有する。</p> <p>2 <u>事業者は、小規模特定事業により公共施設を破損した場合は、速やかに現状に回復しなければならない。</u></p> <p>3 <u>事業者は、小規模特定事業の施工に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。</u></p> <p>4 建設工事等に伴い発生する土砂等を排出する者は、<u>小規模特定事業</u>に使用される土砂等を排出しようとするときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、<u>小規模特定事業</u>による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を排出しては _____ ならない。</p> <p>5 土砂等を運搬する事業を行う者は、<u>小規模特定事業</u>に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、<u>小規模特定事業</u>による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬しては _____ ならない。</p> <p>(土地の所有者の責務) 第 3 条の 3 土地の所有者は、<u>小規模特定事業</u>による土壌の汚染及び災害の発生のおそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供し</p>	<p><u>う。</u> (市の責務) 第 3 条 市は、<u>小規模特定事業等</u>による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>(事業者の責務) 第 3 条の 2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、<u>小規模特定事業等</u>による土壌の汚染及び災害の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策に協力する責務を有する。</p> <p>2 建設工事等に伴い発生する土砂等を排出する者は、<u>小規模特定事業等</u>に使用される土砂等を排出しようとするときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、<u>小規模特定事業等</u>による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を排出することのないように努めなければならない。</p> <p>3 土砂等を運搬する事業を行う者は、<u>小規模特定事業等</u>に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、<u>小規模特定事業等</u>による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないように努めなければならない。</p> <p>(土地の所有者の責務) 第 3 条の 3 土地の所有者は、<u>小規模特定事業等</u>による土壌の汚染及び災害の発生のおそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供す</p>



さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 130 号） (4/8)

改 正 案	現 行
<p>づき許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等の<u>堆積</u>を行う小規模特定事業</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p><u>(6) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定により確認済証の交付を受けた者が自らの居住又は使用の用に供する建築物の建築を目的として行う 1,000 平方メートル未満の小規模特定事業</u></p> <p><u>(7) 宅地の分譲又は集合住宅、商業施設、工業施設、医療施設、福祉施設、教育施設、宿泊施設その他これらに類する施設の建築を目的として行う 1,000 平方メートル未満の小規模特定事業</u></p> <p><u>(8) 農地の保全又は利用の増進を目的とした農地改良であって、土地の所有者又は耕作者が行う 1,000 平方メートル未満の小規模特定事業</u></p> <p><u>(9) 略</u> (小規模特定事業に係る<u>土地の所有者</u>の同意)</p> <p>第 6 条の 2 <u>小規模特定事業を行う者は、小規模特定事業区域内の土地の所有者から同意を得なければならない。</u></p> <p>2 前条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る小規模特定事業区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、<u>第 7 条第 1 項</u>の規定によるものである場合にあっては同項第 1 号から第 9 号までに掲げる事項を、同条第 2 項の規定によるものである場合にあっては同項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。 <u>(事前協議)</u></p> <p>第 6 条の 3 <u>小規模特定事業を行おうとする者は、第 6 条又は第 10 条の許可の申請を行う前に、規則で定</u></p>	<p>づき許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等の<u>たい積</u>を行う小規模特定事業</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p><u>(6) 略</u> (小規模特定事業に係る<u>土地所有者</u>の同意)</p> <p>第 6 条の 2</p> <p>前条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る小規模特定事業区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、<u>次条第 1 項</u>の規定によるものである場合にあっては同項第 1 号から第 9 号までに掲げる事項を、同条第 2 項の規定によるものである場合にあっては同項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。</p>

さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 130 号） (5/8)

改 正 案	現 行
<p><u>めるところにより、土砂等の埋立て等の計画について市長と協議しなければならない。</u></p> <p>(許可申請の手続)</p> <p>第7条 第6条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に小規模特定事業区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第6条の許可を受けようとする小規模特定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等の<u>堆積</u>を行う小規模特定事業（以下「小規模一時<u>堆積</u>事業」という。）である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に小規模特定事業区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 小規模特定事業に供する施設及び土砂等の<u>堆積</u>の構造</p> <p>(4) 略</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第8条 市長は、第6条の許可の申請が第7条第1項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第6条の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第6条の2第2項</u>に規定する同意を得ていること。</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(変更の許可等)</p> <p>第10条 第6条の許可を受けた者は、第7条第1項</p>	<p>(許可申請の手続)</p> <p>第7条 第6条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に小規模特定事業区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第6条の許可を受けようとする小規模特定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等の<u>たい積</u>を行う小規模特定事業（以下「小規模一時<u>たい積</u>事業」という。）である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に小規模特定事業区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 小規模特定事業に供する施設及び土砂等の<u>たい積</u>の構造</p> <p>(4) 略</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第8条 市長は、第6条の許可の申請が第7条第1項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第6条の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第6条の2</u>に規定する同意を得ていること。</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(変更の許可等)</p> <p>第10条 第6条の許可を受けた者は、第7条第1項</p>





さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 130 号） (8/8)

改 正 案	現 行
<p>土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該小規模特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該小規模特定事業を行う_____者_____に _____に 対し、当該小規模特定事業を一時停止し、又は当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4・5 略</p> <p style="text-align: center;">(小規模特定事業に係る<u>土地の所有者</u>の義務)</p> <p>第 21 条の 3 <u>第 6 条の 2 第 2 項</u> (第 10 条第 1 項及び第 17 条の 2 第 1 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る小規模特定事業による土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、当該小規模特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該小規模特定事業の施工の状況を把握しなければならない。</p> <p>2 <u>第 6 条の 2 第 2 項</u>の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る小規模特定事業により土壌が汚染され、若しくは災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該小規模特定事業を行う者に対し、当該小規模特定事業の中止、原状回復その他の必要な措置を求めるとともに、その旨を市長に通報しなければならない。</p>	<p>土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該小規模特定事業等による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該小規模特定事業を行う<u>第 6 条の許可を受けた者</u> (<u>第 10 条第 1 項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した者を除く。</u>)に 対し、当該小規模特定事業を一時停止し、又は当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4・5 略</p> <p style="text-align: center;">(小規模特定事業に係る<u>土地所有者</u>の義務)</p> <p>第 21 条の 3 <u>第 6 条の 2</u> (第 10 条第 1 項及び第 17 条の 2 第 1 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る小規模特定事業による土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、当該小規模特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該小規模特定事業の施工の状況を把握しなければならない。</p> <p>2 <u>第 6 条の 2</u> _____の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る小規模特定事業により土壌が汚染され、若しくは災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該小規模特定事業を行う者に対し、当該小規模特定事業の中止、原状回復その他の必要な措置を求めるとともに、その旨を市長に通報しなければならない。</p>